示

險醫として左の譬師を指定する。

□ は 大田 (• .										
「本籍地 鳥取縣 大部三百六十八號 「内内利徳 同 「中内 四 日 一 「		*		周	同	同	歯	科診			432	tele .	_
10 10 10 10 10 10 10 10	鳥取縣公司	康保險法、	鳥取縣告示	齒竹 科 馨	曲鈴科	歯岸	科的科學	名療 名療所		和二十一	である幽科醫	康保險法、國	鳥取縣告示第
古る。	火金 曜日發行	民健康保險法	百六十	竹內二五五百伯郡餘子村字	下神 東伯郡北條村字	八町	屋	療所々在	取縣知事	九月六	して左	健康保險法並	二百六十八號
本籍地 鳥取縣日野郡県坂町大字黒坂千四百九拾壹番 大浦和人 昭和二十一年 大川	(株日ニ常ル)	びに船員		竹內利	鈴木忠	岸田	明石實則	氏			を指定する。	に船員	
日四十号三號 (第和四年間月十五日) 1 日四十号三號 (第和四年間月十五日) 1 日四十号三號 (第二百七十號 本籍地 鳥取縣日野郡黑坂町大字黒坂千四百九拾壹平本籍地 鳥取縣日野郡黑坂町大字黒坂千四百九拾壹平本籍地 鳥取縣日野郡黑坂町大字黒坂千四百九拾壹平本籍地 鳥取縣日野郡黑坂町大字黒坂千四百九拾壹平本籍地 鳥取縣田野郡黒坂町大字黒坂千四百九拾壹平本籍地 鳥取縣田野郡製物蔵町、〇三〇號 中九月六日 (昭和四十一年八月二十八日第一、〇三〇號 中九月六日 (昭和四年間月十五日) 1 日四十号三號 (第三號 (1) 1 日 (1)	t+	法に基		同	同	同	和二十一年	年月	Ħ			法に基く	
	百 四 十 E 三 號 (第 三 號 年 九 月 六 日 (昭和 B	昭和二十一年八月二十八日第	住所及開業地本籍地に関	地 鳥取縣日野郡黑坂町大字黑坂千四百九拾壹番	島取縣知事 林 敬	一十一年九月六日十二年十二年十二年十二年十二年十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	日、宝彦名称・大の者と舒敬		科鈴木醫院四伯那大篠津村一鈴木武夫	人科天滿醫院 大科天滿醫院 大科天滿醫院 米子市博勞町 天滿和人 昭和二十一	名名 稱 診療所々在地 氏 名 指定年月	成事界欠马 本 荷	一をオテクト

尹住所及開業總

島取市占市一

番地

₹

製造業取賣價格

壹個につき

武指武国

住所及開業地舊姓山元を西山に變更し産婆 名簿の訂正を願出たので同年八月二十四日

M

品質規格

昭和二十一年二月十六日婚姻に依り本籍、

(第三種郵便物配可)

第十七百四十三號

昭和二十一年九月六日

•. 谷 明治四十三年一月二十七日生

ァ

明治二十 一年七月八日生

熊本縣鹿本郡米野丘村大字岩原

現住所及開業地 鳥取縣氣高郡正條村大字濱村 二千五百二十九番地

四百二十九番地

昭和二十一年八月二十八日第一、〇三一號

明治四十一年十二月十 出生

本籍地 鳥取縣東伯郡上北條村大字大塚

一百二十一番地一地

現住及開意地 昭和二十一年八月二十八日第一、〇三二號 同 倉吉町瀬崎町二十七百三十八番地

明治三十二年九月四日生

苯 內月二十八日第一、〇三三號

本籍地 為取縣岩美郡浦富町大字牧谷三百六十四番地

子

現住地及開業地・本籍地に同じ

◇鳥取縣告示第三百七十一號

産婆名簿登録事項中次のやうに訂正した。

昭和二十一年九月六日

鳥取縣知事

==

舊門蒙地 現住地及現開業地 新本籍。鳥取縣西伯那大山村大字赤松一千百五十番地 舊本籍。鳥取縣四伯郡天津村士字稲成三十六番屋敷 本籍地に同じ 大山村大字赤松一千百五十番地

地並に舊姓桑名を帰頭に變真し產婆名簿登

昭和三十一年六月二十七日婚姻により本籍

録を願出たので同年八月二十四日訂正

舊平籍 前住所及前開業地 鳥取縣氣高郡明治村大字櫃原三百五十四浴地 鳥取市大工时頭鳥取母子察內 大正七年二月三日生

新本籍 鳥取市的場六十八番地

容量三立

防楯鋼直經二十二糎×底面直經十三糎×探サ十糎

大正十三年六月二十日生 H 子

西 Ш

◇鳥取縣告示第三百七十二號

昭和二十一年八月島取縣令第五十二號、

鳥取縣青果物並

100

びに加工品販簽業許可規則中次のやうに正親する。

樣式第二號(褒面)中「五」及び「六」とあるは

「5」及び「6」の誤り。

價格等取締規則第二縣の規定によつて次の通り綱鍋の販賣

價格の屆出があつたので受理した。

昭和二十一年九月六日

鳥取縣知事

倣

製造業者の注所氏名

鳥取縣東伯郡上井町字海田一三〇番地

振興工業株式會配伯耆工場

製造物品の名稱、

工物長

富

逸

治

數量

(置ナシ)

第千七百四十三號

基次群公署

Ξ